

VI 税制・税務一般

1 市税一覧表（平成 29・30 年度）

区分 税目		納税義務者・課税客体	課税標準・税率	徴収方法	納期
市 民 税	個人 市 民 税	(1) 市内に住所を有する 個人	(均等割) 年 額 3,000 円 (平成 26 年度から平成 35 年度まで 3,500 円)	普通徴収 又は 特別徴収	1 期 6 月 2 期 8 月 3 期 10 月 4 期 翌年 1 月
			(所得割) ア 所得割（分離課税に係る所得割を除く。） (ア) 課税総所得金額（注 1）若しくは課税退職所得金額 又は課税山林所得金額に一律 8%（平成 29 年度までは 6%）の税率を適用する。 (イ) 次の各所得金額については、特別の税率による。 土地建物等の課税長期譲渡所得金額、土地建物等の課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（注 1）、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（注 2）、先物取引に係る課税雑所得等の金額 (注 1) 特別徴収で徴収が完結した特定株式等譲渡所得金額に係る所得を除きます。 (注 2) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額に限ります。 イ 分離課税に係る所得割 退職所得の金額（退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の 1/2 の額）に一律 6%の税率を適用する。		給与所得者 6 月～翌年 5 月各月分を翌月 10 日まで 公的年金受給者 4 月～翌年 2 月各月分（偶数月に限る）を翌月 10 日まで（開始年度は年税額の 1/2 は 6 月、8 月に普通徴収となる） 徴収した月の翌月 10 日まで
市 民 税	個人 市 民 税	(2) 市内に事務所、事業所 又は家屋敷を有する個人で同一区内に住所を有しないもの	(均等割) 年 額 3,000 円 (平成 26 年度から平成 35 年度まで 3,500 円)	普通徴収	6 月

区分 税目		納税義務者・課税客体	課 税 標 準 ・ 税 率	徴収方法	納 期																														
市 民 税	法 人 市 民 税	(3) ア 市内に事務所又は事業所を有する法人 イ 市内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する準法人又は公益法人等	(均等割) <table><tr><th>資 本 金 等 の 額</th><th>区内の従業員数</th><th>税 率</th></tr><tr><td>①資本金等の額を有しない法人</td><td></td><td>50,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">②1,000 万円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">③1,000 万円を超え, 1 億円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">④1 億円を超え, 10 億円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">⑤10 億円を超え, 50 億円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">⑥50 億円を超える法人</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr></table>	資 本 金 等 の 額	区内の従業員数	税 率	①資本金等の額を有しない法人		50,000 円	②1,000 万円以下である法人	50 人以下	50,000 円	50 人超	120,000 円	③1,000 万円を超え, 1 億円以下である法人	50 人以下	130,000 円	50 人超	150,000 円	④1 億円を超え, 10 億円以下である法人	50 人以下	160,000 円	50 人超	400,000 円	⑤10 億円を超え, 50 億円以下である法人	50 人以下	410,000 円	50 人超	1,750,000 円	⑥50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円	50 人超	3,000,000 円	各事業年度終了の日の翌日から2月以内(法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用されるものはさらに延長, 中間申告の場合は事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内)に申告納付。 ただし, 均等割申告を行う公益法人等については4月30日までに申告納付。
			資 本 金 等 の 額	区内の従業員数	税 率																														
			①資本金等の額を有しない法人		50,000 円																														
			②1,000 万円以下である法人	50 人以下	50,000 円																														
50 人超	120,000 円																																		
③1,000 万円を超え, 1 億円以下である法人	50 人以下	130,000 円																																	
	50 人超	150,000 円																																	
④1 億円を超え, 10 億円以下である法人	50 人以下	160,000 円																																	
	50 人超	400,000 円																																	
⑤10 億円を超え, 50 億円以下である法人	50 人以下	410,000 円																																	
	50 人超	1,750,000 円																																	
⑥50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円																																	
	50 人超	3,000,000 円																																	
(注) 1 資本金等の額とは, 資本金の額又は出資金の額と資本準備金などの所定の金額との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をいう。 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から, 均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は次の①と②を比較し, 大きい方の額をいう。 ①法人税法上の資本金等の額－無償減資等による欠損てん補額＋無償増資額 ②「資本金＋資本準備金」又は「出資金の額」 2 法人課税信託の受託者については, 「資本金等の額」を「固有法人の資本金等の額」と読み替える。																																			
(法人税割) 法人税額の11.9%(平成26年9月30日以前に開始した事業年度分については14.5%)。ただし, 以下の法人は9.7%(平成26年9月30日以前に開始した事業年度分については12.3%)の税率を適用する。 ①資本金等の額が3億円(平成13年3月31日以前に終了した事業年度分については1億円)以下で, 課税標準となる法人税額年1,600万円以下の法人 ②資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)又は準法人で, 課税標準となる法人税額年1,600万円以下のもの ③中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人																																			

市 民 税	法 人 市 民 税	(4)		(均等割)		各事業年度終了の日の翌日から2月以内(法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用されるものはさらに延長, 中間申告の場合は事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内)に申告納付。 ただし, 均等割申告を行う公益法人等については4月30日までに申告納付。																												
		ア 市内に寮等を有する法人, 準法人又は公益法人等でその市内に事務所又は事業所を有しないもの イ 市内に事務所又は事業所を有する収益事業を行わない公益法人等		<table><thead><tr><th>資本金等の額</th><th>区内の従業者数</th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 資本金等の額を有しない法人</td><td></td><td>50,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">② 1,000 万円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">③ 1,000 万円を超え, 1 億円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">④ 1 億円を超え, 10 億円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">⑤ 10 億円を超え, 50 億円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">⑥ 50 億円を超える法人</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr></tbody></table> (注) 1 資本金等の額とは, 資本金の額又は出資金の額と資本準備金などの所定の金額との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をいう。 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から, 均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は次の①と②を比較し, 大きい方の額をいう。 ①法人税法上の資本金等の額－無償減資等による欠損てん補額＋無償増資額 ②「資本金＋資本準備金」又は「出資金の額」 2 法人課税信託の受託者については, 「資本金等の額」を「固有法人の資本金等の額」と読み替える。			資本金等の額	区内の従業者数	税率	① 資本金等の額を有しない法人		50,000 円	② 1,000 万円以下である法人	50 人以下	50,000 円	50 人超	120,000 円	③ 1,000 万円を超え, 1 億円以下である法人	50 人以下	130,000 円	50 人超	150,000 円	④ 1 億円を超え, 10 億円以下である法人	50 人以下	160,000 円	50 人超	400,000 円	⑤ 10 億円を超え, 50 億円以下である法人	50 人以下	410,000 円	50 人超	1,750,000 円	⑥ 50 億円を超える法人	50 人以下
資本金等の額	区内の従業者数	税率																																
① 資本金等の額を有しない法人		50,000 円																																
② 1,000 万円以下である法人	50 人以下	50,000 円																																
	50 人超	120,000 円																																
③ 1,000 万円を超え, 1 億円以下である法人	50 人以下	130,000 円																																
	50 人超	150,000 円																																
④ 1 億円を超え, 10 億円以下である法人	50 人以下	160,000 円																																
	50 人超	400,000 円																																
⑤ 10 億円を超え, 50 億円以下である法人	50 人以下	410,000 円																																
	50 人超	1,750,000 円																																
⑥ 50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円																																
	50 人超	3,000,000 円																																
税	税	(5)		(法人税割)		普通徴収																												
		ア (3) のア, イ又は(4) のイのうち, 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの イ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で, 区内に事務所又は事業所を有するものの		法人課税信託に係る法人税額の11.9%(平成26年9月30日以前に開始した事業年度分については14.5%)																														
固定資産税	所有者	土地 家屋 償却資産	固定資産課税台帳に登録された価格(土地については, 負担調整措置等に基づいて計算された額)の1.4%		1期 4月 2期 7月 3期 12月 4期 翌年2月																													

(注)「市民税」の欄中「準法人」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあるものをいう。

区分		納税義務者・課税客体	課 税 標 準 ・ 税 率		徴収方法	納 期
税目						
軽自動車税	所	(1) 原動機付自転車 ア 総排気量が 50cc 以下のもの又は定格出力が 0.6kw 以下のもの (エに掲げるものを除く。)	1 台について 年 額	2,000 円	普通徴収	5 月
		イ 2 輪のもので、総排気量が 50cc を超え、90cc 以下のもの又は定格出力が 0.6kw を超え 0.8kw 以下のもの	年 額	2,000 円		
		ウ 2 輪のもので、総排気量が 90cc を超えるもの又は定格出力が 0.8kw を超えるもの	年 額	2,400 円		
		エ 3 輪以上のもので総排気量が 20cc を超えるもの又は定格出力が 0.25kw を超えるもの	年 額	3,700 円		
	有	(2) 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの	1 台について 年 額	2,400 円		
		イ その他 (ア) 2 輪のもの(側車付のものを含む。)	年 額	3,600 円		
		(イ) 3 輪のもの	年 額	3,900 円		
		(ウ) 4 輪以上のもの 乗用のもの 自家用	年 額	10,800 円		
		貨物用のもの 自家用	年 額	5,000 円		
	は 使 用 者	(3) 軽自動車 ア 雪上車	1 台について 年 額	3,600 円		
		イ その他 (ア) 2 輪のもの(側車付のものを含む。)で 総排気量 250cc 以下	年 額	3,600 円		
		(イ) 3 輪のもの	年 額	3,100 円 ※1 3,900 円 ※2 4,600 円 ※3 1,000 円 ※4 2,000 円 ※4 3,000 円 ※4		
(ウ) 4 輪以上のもの 乗用のもの 営業用		年 額	5,500 円 ※1 6,900 円 ※2 8,200 円 ※3 1,800 円 ※4 3,500 円 ※4 5,200 円 ※4			
自家用		年 額	7,200 円 ※1 10,800 円 ※2 12,900 円 ※3 2,700 円 ※4			

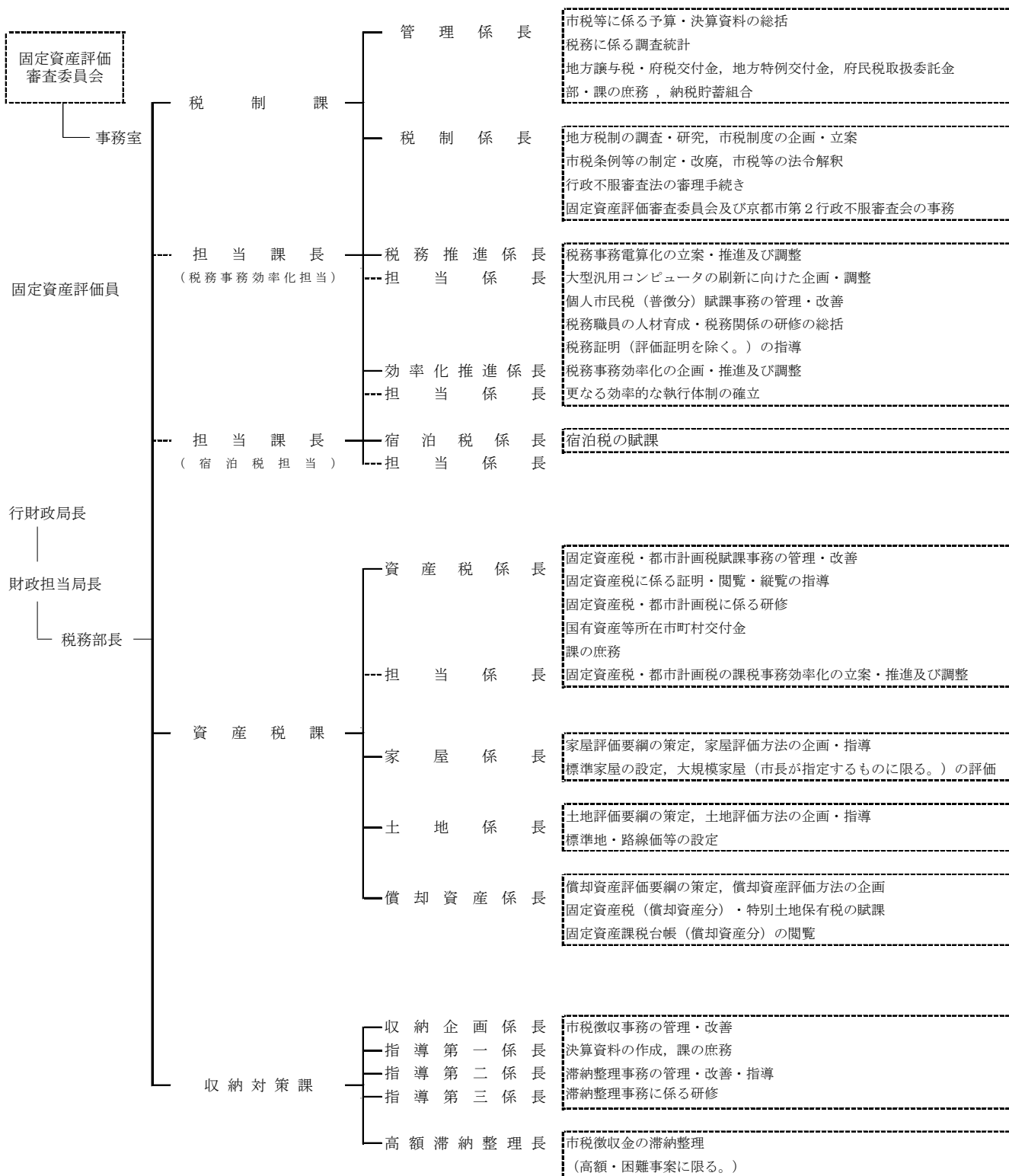
				5,400 円 ※4																																		
				8,100 円 ※4																																		
	貨物用のもの																																					
	営業用	年 額	3,000 円 ※1																																			
			3,800 円 ※2																																			
			4,500 円 ※3																																			
			1,000 円 ※4																																			
			1,900 円 ※4																																			
			2,900 円 ※4																																			
	自家用	年 額	4,000 円 ※1																																			
			5,000 円 ※2																																			
			6,000 円 ※3																																			
			1,300 円 ※4																																			
			2,500 円 ※4																																			
			3,800 円 ※4																																			
			※1 平成 27 年 3 月 31 日以前の新規検査分																																			
			※2 平成 27 年 4 月 1 日以降の新規検査分																																			
			※3 新規検査から 13 年を経過																																			
			※4 グリーン化特例（軽課）により平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに新規検査を受けた一定の環境性能を有する軽自動車。燃費性能に応じて平成 30 年度分のみ適用される。（別表参照。）																																			
			(別表)																																			
			<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">車種区分</th><th colspan="3">税率</th></tr><tr><th rowspan="2">電気・天然ガス※1</th><th colspan="2">ガソリン・ハイブリッド※2</th></tr><tr><th>基準 1 ※3</th><th>基準 2 ※4</th></tr><tr><td colspan="2">三輪</td><td>1,000 円</td><td>2,000 円</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td>乗用 自家用</td><td>2,700 円</td><td>5,400 円</td><td>8,100 円</td></tr><tr><td>乗用 営業用</td><td>1,800 円</td><td>3,500 円</td><td>5,200 円</td></tr><tr><td>貨物 自家用</td><td>1,300 円</td><td>2,500 円</td><td>3,800 円</td></tr><tr><td>貨物 営業用</td><td>1,000 円</td><td>1,900 円</td><td>2,900 円</td></tr></table>				車種区分		税率			電気・天然ガス※1	ガソリン・ハイブリッド※2		基準 1 ※3	基準 2 ※4	三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	四輪以上	乗用 自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円	乗用 営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円	貨物 自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円	貨物 営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
車種区分		税率																																				
		電気・天然ガス※1	ガソリン・ハイブリッド※2																																			
			基準 1 ※3	基準 2 ※4																																		
三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円																																		
四輪以上	乗用 自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円																																		
	乗用 営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円																																		
	貨物 自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円																																		
	貨物 営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円																																		
			※1 ポスト新長期規制+10%NOx 低減達成車																																			
			※2 ガソリンを内燃機関の燃料とするもので、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車																																			
			※3 乗用:平成 32 年度燃費基準+30%達成車、貨物:平成 27 年度燃費基準+35%達成車																																			
			※4 乗用:平成 32 年度燃費基準+10%達成車、貨物:平成 27 年度燃費基準+15%達成車																																			
			(注) 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載																																			
	(4) 2 輪の小型自動車 (総排気量 250cc 超)	1 台について																																				
		年 額	6,000 円																																			

区分 税目		納税義務者・課税客体	課税標準・税率	徴収方法	納期
市 た ば こ 税	卸売販売業者等 製造たばこの製造者	小売販売業者に売り渡した 製造たばこ等	1,000 本につき 5,262 円（平成 30 年 9 月 30 日まで） 1,000 本につき 5,692 円（平成 30 年 10 月 1 日から） 紙巻たばこ三級品 1,000 本につき 4,000 円（平成 30 年 4 月 1 日から）	申告納付 又は 普通徴収	毎月分を翌月 末日まで 毎月分を翌月 15 日から末日 まで
	たばこ販売業者等	※手持品課税 平成 30 年 4 月 1 日午前 0 時 現在において販売のために 所持する紙巻たばこ三級品 （合計 5,000 本以上）	紙巻たばこ三級品 1,000 本につき 645 円	申告納付	平成 30 年 10 月 1 日
		平成 30 年 10 月 1 日午前 0 時現在において紙巻たばこ 三級品以外（合計 20,000 本 以上）	紙巻たばこ三級品以外 1,000 本につき 430 円		平成 31 年 4 月 1 日
入 湯 税		鉱泉浴場（温泉施設）の入湯 客	（1）宿泊客 1 人 1 泊につき 150 円 （2）日帰り客 1 人 1 日につき 100 円 ※課税免除 ①12 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある 者 ②共同浴場又は「銭湯（公衆浴場法に規定する公衆浴場）」 の入湯者 ③入湯料金が 1,000 円（消費税額及び地方消費税額に相当 する額を除く。）以下である施設において日帰りで入湯す る者 ④学校（大学を除く。）の生徒等で、修学旅行その他学校 行事に参加している者及びその引率者 ⑤医療提供施設において入湯する者	特別徴収	特別徴収義務 者（鉱泉浴場を 経営されてい る方）は、入湯 客から入湯税 を徴収し、毎月 末日までに前 月分を納入す る。
事 業 所 税		事務所又は事業所において 法人又は個人が行う事業	（1）事業所用家屋の床面積 1 m ² について 600 円 ※免税点 1,000 m ² 以下 （2）従業者給与総額の 0.25% ※免税点 100 人以下	申告納付	法人は事業年度 終了の日から 2 月以内 個人は翌年の 3 月 15 日まで
都 市 計 画 税	所 有 者	都市計画法に定める市街化 区域に所在する土地及び家 屋	固定資産課税台帳に登録された価格（土地については、負担 調整措置等に基づいて計算された額）の 0.3%	普通徴収	第1期 4月 第2期 7月 第3期 12月 第4期 翌年 2月

区分 税目		納税義務者・課税客体	課 税 標 準 ・ 税 率		徴収方法	納 期								
宿 泊 税		宿泊施設の宿泊客	<table><tr><th>宿泊料金（税抜き）</th><th>税額（1 人 1 泊につき）</th></tr><tr><td>20,000 円未満</td><td>200 円</td></tr><tr><td>20,000 円以上 50,000 円未満</td><td>500 円</td></tr><tr><td>50,000 円以上</td><td>1,000 円</td></tr></table>		宿泊料金（税抜き）	税額（1 人 1 泊につき）	20,000 円未満	200 円	20,000 円以上 50,000 円未満	500 円	50,000 円以上	1,000 円	特別徴収	特別徴収義務者（宿泊施設を 経営されている方）は、宿泊 客から宿泊税 を徴収し、毎月 末日までに前 月分を納入す る。 なお、一定の要 件を満たす場 合、申告納入期 限の特例を受 けることによ り、年4回の納 入とする。
	宿泊料金（税抜き）		税額（1 人 1 泊につき）											
	20,000 円未満		200 円											
	20,000 円以上 50,000 円未満		500 円											
	50,000 円以上		1,000 円											
	※課税免除 学校（大学を除く。）の生徒等で、修学旅行その他学校 行事に参加している者及びその引率者													

2 税務機構及び事務分掌（平成31年4月1日現在）

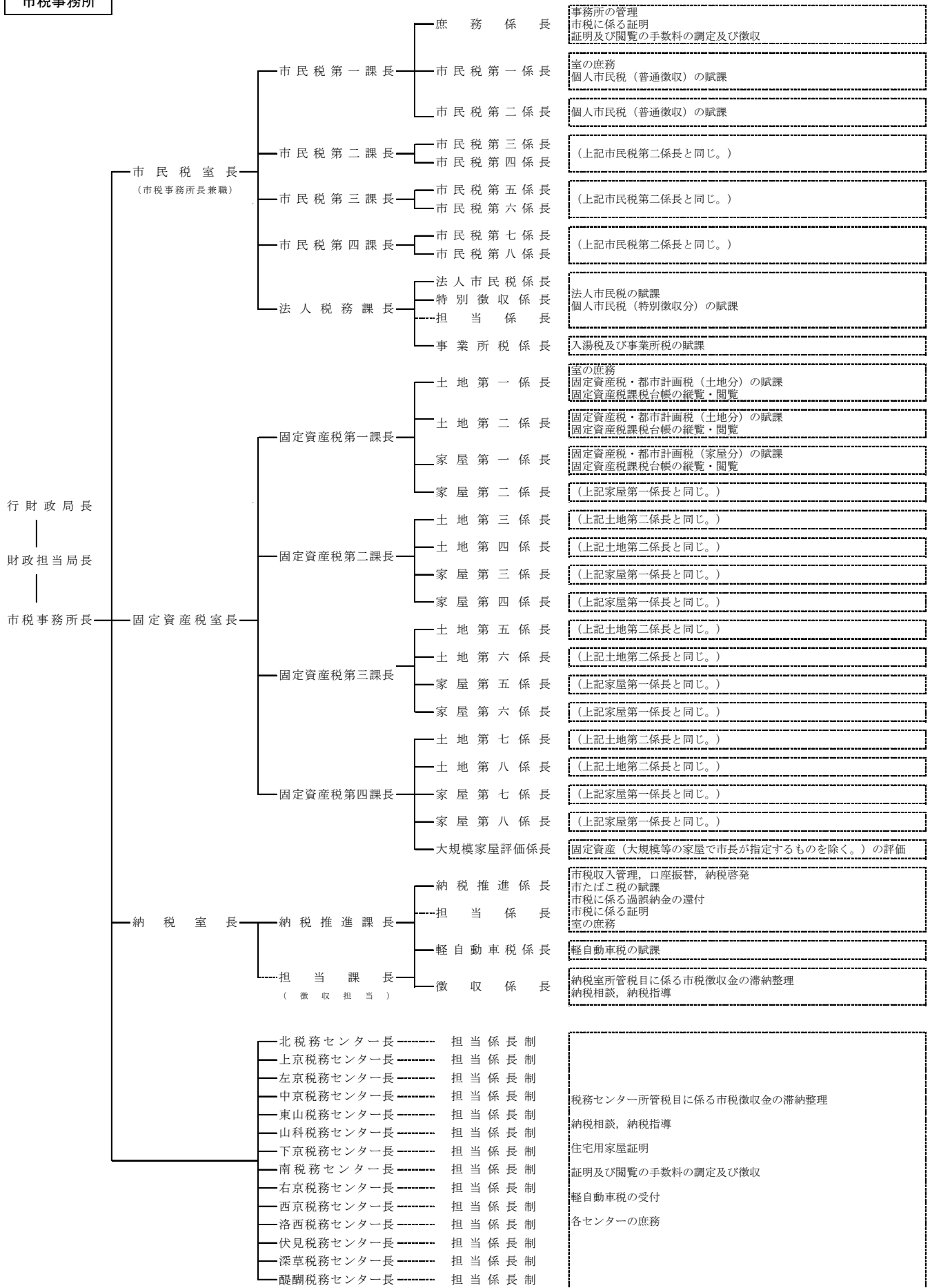
行財政局税務部



1部3課（部長級1，課長級5，係長級17）

（注）表中〔 〕は主な事務である。

市税事務所



3室（部長級3，課長級25，係長級84）
（注）表中 [] は主な事務である。

3 税務職員数

(1) 職員数の推移（各年度とも5月1日）

(単位：人)

区分 \ 年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
行財政局	125 (7)	130 (7)	132 (7)	136 (8)	137 (9)
区役所・支所	564 (21)	530 (41)	533 (42)	536 (40)	537 (42)
計	689 (28)	660 (48)	665 (49)	672 (48)	674 (51)

(単位：人)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元(31)年度
行財政局 税務部	63 (2)	64 (2)	64 (2)	72 (2)	73 (2)
行財政局 市税事務所	556 (49)	557 (51)	536 (54)	529 (54)	528 (53)
計	619 (51)	621 (53)	600 (56)	601 (56)	601 (55)

(注) () 内は非常勤嘱託員数及び再任用職員数（内数）である。

(2) 職員数の明細（令和元年5月1日現在）

ア 行財政局 税務部

(単位：人)

所属	担当	事務職員	係長職	課長補佐職	課長職	部長職	計	合計
税制課	管理担当	4	1		1	1	7	33
	税制担当	5	1				6	
	税務推進担当 効率化担当	7	3	1	1		12	
	宿泊税担当	5	2		1		8	
資産税課	資産税担当	5	1	1	1		8	26 (1)
	家屋担当	3	1				4	
	土地担当	6		1			7	
	償却資産担当	6 (1)		1			7 (1)	
収納対策課	収納企画担当	4 (1)	1		1		6 (1)	14 (1)
	指導担当	2	3				5	
	高額滞納整理担当	2	1				3	
合計		49 (2)	14	4	5	1	73 (2)	73 (2)

(注) 税務部長は税制課管理担当に含んでいる。

(注) 事務職員のうち、資産税課の () 内は再任用職員数（内数）である。

(注) 事務職員のうち、収納対策課の () 内は非常勤嘱託員数（内数）である。

イ 市税事務所

(単位：人)

所属	担当	事務職員	係長職	課長補佐職	課長職	部長職	計	合計
市民税室	市民税第一担当	23 (1)	2	1	1	1	28 (1)	143 (4)
	市民税第二担当	26 (3)	2		1		29 (3)	
	市民税第三担当	22	2		1		25	
	市民税第四担当	24	2		1		27	
	法人税務担当	29	4		1		34	
固定資産税室	固定資産税第一担当	23 (3)	3	1	1	1	29 (3)	134 (9)
	固定資産税第二担当	33 (3)	3	1	1		38 (3)	
	固定資産税第三担当	29 (2)	3	1	1		34 (2)	
	固定資産税第四担当	27 (1)	5		1		33 (1)	
納税室	納税推進担当	31 (3)	3	1	2	1	38 (3)	38 (3)
北税務センター		13 (2)	4		1		18 (2)	18 (2)
上京税務センター		9 (3)	4 (1)		1		14 (4)	14 (4)
左京税務センター		16 (3)	4	1	1		22 (3)	22 (3)
中京税務センター		12 (2)	3	1	1		17 (2)	17 (2)
東山税務センター		6 (2)	3 (1)		1		10 (3)	10 (3)
山科税務センター		15 (3)	3 (1)	1	1		20 (4)	20 (4)
下京税務センター		9 (2)	4		1		14 (2)	14 (2)
南税務センター		13 (3)	4		1		18 (3)	18 (3)
右京税務センター		16 (4)	5		1		22 (4)	22 (4)
西京税務センター		8 (2)	3		1		12 (2)	12 (2)
洛西税務センター		5 (2)	2		1		8 (2)	8 (2)
伏見税務センター		16 (2)	3		1		20 (2)	20 (2)
深草税務センター		5 (1)	3		1		9 (1)	9 (1)
醍醐税務センター		6 (3)	2		1		9 (3)	9 (3)
合計		416 (50)	76 (3)	8	25	3	528 (53)	528 (53)

(注) 市税事務所長は市民税第一担当に、固定資産室長は固定資産税第一担当に含んでいる。

(注) 事務職員及び係長職のうち () 内は再任用職員数(内数)である。

4 徴税費

(1) 平成30年度決算額及び令和元(平成31)年度予算額

(単位:千円)

区 分			30年度決算額	元(31)年度当初予算額
(A)徴収費計 (a+b)			6,137,321	6,579,793
人件費	基 本 給		2,593,300	2,610,845
	諸 手 当		1,206,764	1,397,557
	そ の 他		680,438	727,264
	人 件 費 計 (a)		4,480,502	4,735,666
物件費	ア 需用費	旅 費	2,533	4,584
		賃 金	37,768	40,789
		その他	1,616,283	1,798,414
		計	1,656,584	1,843,787
	イ 報奨金等	納期前納付報奨金		
		納税奨励金	235	340
		計	235	340
	ウ	そ の 他	0	0
	物 件 費 計 (b)		1,656,819	1,844,127
(B) 市 税 収 入 額			291,702,131	300,069,000
徴税費の割合	徴税費合計(A)／(B)		2.1%	2.2%
	人 件 費 (a)／(B)		1.5%	1.6%
	物 件 費 (b)／(B)		0.6%	0.6%
税 務 関 係 職 員			607 人	607 人

- (注) 1 還付金, 還付加算金を除く。
 2 人件費, 物件費及び税務関係職員数には情報化推進室関係分を含んでいる。
 3 人件費及び情報化推進室関係経費は推計である。

(2) 徴税費等の推移

区 分		27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算
市 税 収 入 ①		千円 252,959,966	千円 251,644,020	千円 255,709,989	千円 291,702,131
個 人 府 民 税 収 入 ②		54,133,037	54,972,175	56,389,320	32,781,424
計 ③		307,093,003	306,616,195	312,099,309	324,483,555
徴 収 費 (推 計) ④		6,166,234	5,940,574	5,783,639	6,137,321
うち	人 件 費 ⑤	4,835,527	4,637,088	4,484,912	4,480,502
	物 件 費 ⑥	1,330,707	1,303,486	1,298,727	1,656,819
市税・徴収割合 ④／①		2.4%	2.4%	2.3%	2.1%
うち	人 件 費 ⑤／①	1.9%	1.8%	1.8%	1.5%
	物 件 費 ⑥／①	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%
人 口 ⑦		(27.10.1) 人 1,474,570	(28.10.1) 人 1,474,735	(29.10.1) 人 1,472,027	(30.10.1) 人 1,468,980
世 帯 数 ⑧		世帯 705,758	世帯 711,558	世帯 715,904	世帯 721,045
人 口 1 人 当 り 徴 税 費 ④／⑦		円 4,182	円 4,028	円 3,929	円 4,178
1 世 帯 当 り 徴 税 費 ④／⑧		8,737	8,349	8,079	8,512
(参考) 人 口 1 人 当 り 市 税 収 入 ①／⑦		171,548	170,637	173,713	198,575
(参考) 1 世 帯 当 り 市 税 収 入 ①／⑧		358,423	353,652	357,185	404,555
税関係職員数(情報化推進室職員を含む) ⑨		(27.3末) 人 623	(28.3末) 人 625	(29.3末) 人 605	(30.3末) 人 607
職 員 1 人 当 り 徴 税 費 ④／⑨		千円 9,898	千円 9,505	千円 9,560	千円 10,111
うち	人 件 費 ⑤／⑨	7,762	7,419	7,413	7,381
	物 件 費 ⑥／⑨	2,136	2,086	2,147	2,730
市 税 調 定 件 数 ⑩		千件 4,606	千件 4,604	千件 4,592	千件 4,576
1 件 当 り 徴 税 費 ④／⑩		円 1,339	円 1,290	円 1,260	円 1,341
うち	人 件 費 ⑤／⑩	1,050	1,007	977	979
	物 件 費 ⑥／⑩	289	283	283	362
府 民 税 取 扱 委 託 金 ⑪		千円 1,815,320	千円 2,070,231	千円 2,027,695	千円 2,064,837
府 民 税 徴 収 費 割 合 ⑪／②		3.4%	3.8%	3.6%	6.3%
全税収に対する府民税の割合 ②／③		17.6%	17.9%	18.1%	10.1%

- (注) 1 還付金, 還付加算金を除く。
2 人件費及び情報化推進室関係経費は推計である。

